

2 0 1 3

國際刑事警察機構

ICPO-INTERPOL



はじめに

社会、経済、文化等のグローバル化に伴う負の側面として、世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった犯罪のグローバル化が進んでいる。犯罪のグローバル化により捜査は、困難となり、治安に対する重大な脅威となっている。

犯罪のグローバル化に対応するには、発生した事件の検挙・解決にとどまることなく、犯罪のグローバル化を支えるネットワーク等を解明し、情報の収集・分析能力を高めるなど、国際犯罪組織を解体するための体制を強化する必要がある。また、国際組織犯罪は、犯行形態の広域性・多様性を強めていることから、警察が部門や管轄を超えて連携を強化するとともに、外国治安機関等との連携を緊密化させていくことが不可欠となっている。

ICPO は、「刑事警察間における最大限の相互協力の確保及び推進並びに一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度の確立と発展をはかること(ICPO 憲章第2条)を目的とした各国を代表する警察機関から構成される国際的な機関であり、1956年(昭和31年)にその前身である国際刑事警察委員会(ICPC)を発展的に改組して設立された。加盟国は190か国にのぼり、その活動は、「より安全な世界のために各国の警察を結び付ける(Connecting Police for a Safer World)」をスローガンに、犯罪情報の収集と交換、複数国にまたがる犯罪捜査促進のためのオペレーションの実施、各種会議及びプロジェクトの開催、逃亡犯罪人の発見等のための国際手配書の発行等多岐にわたっている。

本書は、ICPOの組織、活動等の概略を説明するものであり、読者のICPOの理解を深める一助となれば幸いである。

2013年(平成25年)6月

警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
田中 俊恵



ICPO - INTERPOL 国際刑事警察機構

国際刑事警察機構 (International Criminal Police Organization) は、190 か国 (地域を含む。) が加盟する世界最大の国際刑事警察機関である。1923 年 (大正 12 年) に前身の国際刑事警察委員会が設立されて以来、国際的な警察協力の促進、国際的な犯罪の防止及び対策を推進する様々な機関の活動を支援している。

ICPO は、各国の国内法の範囲内で、かつ、「世界人権宣言」の精神に基づき、すべての刑事警察間における最大限の相互協力を確保し、及び推進するとともに、一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度を確立し、発展させるため、本部が置かれるフランスに加え、アルゼンチン、エルサルバドル、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ジンバブエに地域局、タイ、ユーロポールに連絡事務所及び国連に特別代表部を設置し、加盟各国の警察と緊密な連携を図っている。

なお、ICPO 憲章は、ICPO が政治的、軍事的、宗教的又は人種的性格を持ついかなる干渉又は活動を行うことを禁止している。



目 次

ICPO の組織及び財政

- 1 総 会 (General Assembly)
- 2 執行委員会 (Executive Committee)
 - (1) 構成と任期
 - (2) 選 挙
 - (3) 任 務
- 3 ファイル管理委員会 (Commission of the Control of Files)
- 4 事 務 総 局 (INTERPOL General Secretariat)
 - (1) 事務総長 (Secretary General)
 - (2) 事務総局
 - (3) シンガポール総局 (INTERPOL Global Complex for Innovation)
- 5 国家中央事務局 (National Central Bureau)
 - (1) 国家中央事務局の指定
 - (2) 国家中央事務局の任務
- 6 ICPO の財政

ICPO の沿革

- 1 国際刑事警察会議
- 2 国際刑事警察委員会
- 3 国際刑事警察委員会の活動再開
- 4 国際刑事警察機構
- 5 他の国際機関との関係
 - (1) 国際連合との関係
 - (2) 他の国際機関との関係
 - (3) フランスにおける本部協定

ICPO の活動

- 1 安全な世界規模の警察通信サービス
- 2 捜査情報サービス及び捜査データベース
 - (1) 情報の活用
 - (2) データベース
- 3 警察活動支援
 - (1) 国際手配
 - (2) 指令調整センター (Command and Co-ordination Center)
 - (3) 犯罪対策の強化
- 4 トレーニング及び能力向上
- 5 国際会議の開催
 - (1) 地域会議 (Regional Conference)
 - (2) 国家中央事務局長会議 (Heads of NCBs Conference)

我が国と ICPO

- 1 加 盟
 - (1) 国際刑事警察委員会への加盟
 - (2) 国際刑事警察機構への改組
- 2 組織・法制度
 - (1) 組 織
 - (2) 国際捜査共助法の制定
- 3 分担金
- 4 ICPO 東京局

- 5 総裁、副総裁及び執行委員への就任状況
- 6 事務総局への職員派遣
- 7 日本での総会等の開催
 - (1) 第36回総会(京都)
 - (2) 第1回及び第9回アジア地域会議
 - (3) 第6回アジア連絡調整官会議 (Asian Contact Officers' Meeting)
- 8 技術協力
- 9 外国警察との協力状況

参 考 資 料

ICPO 加盟国・地域と国家中央事務局
ICPO 執行委員会
ICPO 執行委員会構成員
我が国からの総裁と副総裁及び執行委員への就任状況
ICPO 主要会議開催地
ICPO 総会
ICPO アジア地域会議
国際刑事警察機構憲章
ICPO 標章

ICPO-Interpol 国際刑事警察機構
年 表

ICPOは、総会、執行委員会及びファイル管理委員会の3種の非常設機関並びに事務総局及び加盟国ごとに一機関ずつ指定される国家中央事務局の2種の常設機関によって構成されている。このほか、執行委員会の任命による顧問が置かれることがある。

また、ICPO活動経費は、その大部分を加盟国からの分担金により賄っている。

1 総会 (General Assembly)

ICPOの最高の意思決定機関が総会であり、各加盟国からの代表によって組織される。

総会は、年1回開催され、その任務は、
 機構の原則及び全般的施策の決定
 事務総局が作成した活動計画の検討及び承認
 規則の制定
 決議の採択及び構成員に対する勧告
 財政方針の決定
 他の組織との協定の検討及び承認
 等とICPO憲章に規定されている。



©COPYRIGHT INTERPOL 第81回ICPO総会
 (2012年(平成24年)ローマ(イタリア))

2 執行委員会 (Executive Committee)

(1) 構成と任期

執行委員会は、原則として、総裁1人(任期4年)、副総裁3人(任期3年)、執行委員9人(任期3年)の合計13人によって構成される^(注)。執行委員会の構成員は、それぞれ異なった国の出身でなければならず、総裁と副総裁は、それぞれ異なった大陸から選出されなければならない。

なお、総裁、副総裁及び執行委員は、任期満了後、引き続き同一の地位又は執行委員に選出される資格を持たない。

^(注)第33回カラカス総会(1964年(昭和39年))において、アジア大陸3人、ヨーロッパ大陸4人、アメリカ大陸3人及びアフリカ大陸3人という地理的配分が決定されている。

(2) 選挙

執行委員会の構成員は、前任者の任期満了又は辞任若しくは死亡に伴って、総会の会期最終日の本会議で、出席加盟国の代表の中から選出される。各国代表団は、それぞれ1票の投票権を有する。

総裁は、3分の2の得票により選出されるが、2回にわたる投票でもこの多数が得られない場合は、第3回目は単純多数の得票で足りる。副総裁及び執行委員は、単純多数の得票により選出される。

(3) 任務

執行委員会は、総裁の招集により、少なくとも年1回開催することとされており、その任務は、
 総会の決定の実施の監督
 総会の議題の策定
 予算、活動計画等の総会への提出
 事務総長に対する業務監督
 等である。

3 ファイル管理委員会 (Commission of the Control of Files)

第77回サンクトペテルブルク総会において、ファイル管理委員会が憲章上の機関となることが決定された。委員会は、ICPOにおける個人情報の処理が個人情報処理に関連した規則に適合していることを確保し、機構に助言を行うことをその任務とする。

4 事務総局 (General Secretariat)

事務総局は、事務総長及び事務総長の指揮の下にある常設の部局によって組織される。

(1) 事務総長 (Secretary General)

事務総長は、警察事項について高度の識見を有する者の中から執行委員会を選定し、総会の承認を経て任命される。任期は5年で、再任も可能であるが、65歳に達した場合は再任されない。事務総長は、執行委員会及び総会に対して責任を負い、また、任務の遂行に当たっては、機構を代表するものとし、いかなる特定の国も代表してはならないこととされている。

その任務は、
 職員の採用及び指揮
 予算の執行
 事務総局の部局の組織及び指揮
 ICPOの活動計画案の策定
 等である。

参考：現事務総長のプロフィール

ロナルド・K・ノーブル

(2010年11月再々任(3期目))

1956年生まれ

79年 ニューハンブシャー大学卒業(経済経営学)

82年 スタンフォード大学ロースクール卒業

84～88年 米国連邦検事

88～89年 米国司法省刑事局(次官補代理、首席補佐官)

90～93年 ニューヨーク大学ロースクール教授

94～96年 米国財務省(法執行担当次官)・ICPO執行委員

96～2000年 ニューヨーク大学ロースクール教授

00～05年 ICPO事務総長選任(1期目)

05～10年 ICPO事務総長再任(2期目)

(2) 事務総局

事務総局の任務は、

総会及び執行委員会の決定の実施

一般法犯罪との闘いのための情報及び技

術の中心としての機能

ICPOの能率的運営の確保

国内及び国際機関との協力

次年度の活動計画案の起草

等である。

また、事務総局の職員数は、2012年(平成24年)末現在、703人で、国籍は98か国に及んでいる。

(3) シンガポール総局 (INTERPOL Global Complex for Innovation)

フランスに本部を置くICPO事務総局を補完する組織として、犯罪及び犯罪被疑者の特定、トレーニング、警察機関とその他組織とのパートナーシップの構築を目的としたシンガポール総局(IGCI)の建設がシンガポールにおいて進められている。

IGCIには、サイバー犯罪対策を行うデジタル犯罪センター、サイバー・セキュリティを扱うサイバー革新アウトリーチ局、加盟国の警察官やICPO職員の訓練を行う能力開発・訓練局等が配置される予定となっており、その初代総局長として日本から警察庁職員が就任している。

5 国家中央事務局 (National Central Bureau)

国家中央事務局は、ICPOを通じた刑事警察間の協力のための連絡を確保するため、各国が指定した当該国の機関である。

(1) 国家中央事務局の指定

各国が指定する国家中央事務局は、1国1機関が原則である。我が国の国家中央事務局は警察庁であり、同事務局の事務は、組織犯罪対策部国際捜査管理官が

所管している。

(外国における国家中央事務局の例)

フランス：内務省国家警察総局刑事警察局

ドイツ：連邦内務省連邦刑事庁(BKA)

カナダ：王立騎馬警察本部(RCMP)

米国：司法省アメリカ国家中央事務局

国家中央事務局は、当該国におけるICPOの窓口として機能しているが、地理的理由等により「1国1機関」では効率的な協力ができない場合は、この原則を適用せず、事務総局と協議の上、国家中央事務局のほか、準国家中央事務局(Sub-Bureau)を設置することが認められている。例えば、イギリスはジブラルタル、パーミュダ諸島等の7警察機関、アメリカ合衆国はプエルトリコ及び米領サモアの2警察機関、中国は香港及びマカオの2警察機関、フランスはグアドループの1警察機関をそれぞれ準国家中央事務局に指定している。

(2) 国家中央事務局の任務

国家中央事務局の任務は、自国の関係機関、他国家中央事務局及び事務総局との連絡を確保することであり、各国における警察の国際捜査協力の中心となっている。加盟各国は、憲章により、自国の国内法の範囲内で可能な限りの協力を確保し、推進することとされており、すべての国家中央事務局は、外国警察機関に対して捜査協力を要請できる反面、他の加盟国の警察機関からの捜査協力の要請にも国内法と矛盾しない範囲内で原則として応じることが求められている。

6 ICPOの財政

ICPOの2012年予算は、5,396万1千ユーロ(1ユーロ=112円(2012年レート)換算で約60億4,364万円)、2013年予算は、5,593万6千ユーロ(1ユーロ=107円(2013年レート)換算で約59億8,516万円)である。ICPOの財源は、各国からの分担金や寄付金等により賄われており、2013年の分担金については、予算総額の約92%である5,118万5千ユーロ(1ユーロ=107円換算で約54億7,680万円)が計上されている。

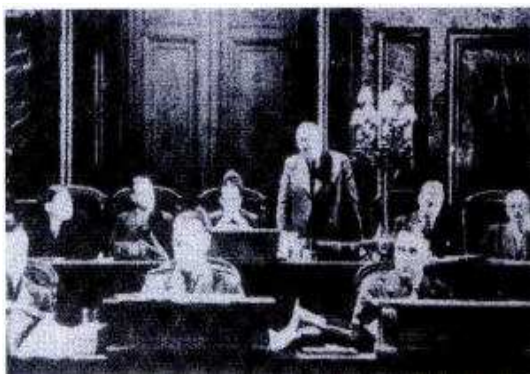
1 国際刑事警察会議：1914年（大正3年）

ICPOの歴史は、1914年に始まる。同年、モナコ市において第1回国際刑事警察会議（International Criminal Police Congress）が開かれ、14か国の警察官らが参加した。同会議では、世界の刑事警察の連携、犯罪情報と科学捜査技術の交流を図るための国際組織の創設等が討議された。

2 国際刑事警察委員会：1923年（大正12年）

1923年、ウィーンにおいて第2回国際刑事警察会議が開かれ、20か国^{（注）}の警察の長が参加し、国際刑事警察委員会（ICPC-International Criminal Police Commission）の創設が決められた。ICPCは、本部をウィーンに置き、1938年（昭和13年）には、会員国が34か国となったが、第2次世界大戦中は活動が事実上中断された。

（注）オーストリア、ベルギー、エジプト、フィンランド（現在のクロアチアの一部）、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、スイス、米、国、ユーゴスラビア、チェコスロバキア、デンマーク、ラトビア、トルコ



3 国際刑事警察委員会の活動再開：1946年（昭和21年）

1946年、ブリュッセルにおいて第15回ICPC総会が開催され、17か国が参加した。同総会では、新たな規約が採択され、本部をウィーンからパリに移して、ICPCの活動を再開することが決められた。新規約では、ICPCを各国の代表である正会員と総会が選出する特別会員により構成すること、参加国に国家中央事務局を常設し、国際犯罪者に関する情報の提供、偽造犯罪に関する情報の収集・提供等の任務を行うことが定められた。

4 国際刑事警察機構：1956年（昭和31年）

1956年、ウィーンにおいて開かれた第25回ICPC総会は、新たな国際協力の要請に応えるため、ICPCを発展的に解消することとし、国際刑事警察機構（ICPO）設立の憲章を採択した。ICPOは、57か国・地域の警察機関を構成員として発足して以来、今日

まで発展を続けており、2012年（平成24年）末現在の加盟国数は、190か国・地域となっている。

5 他の国際機関等との関係

ICPOは、犯罪対策及び公共安全の維持のため、国際連合を始めとする他の国際機関との協力を促進している。

(1) 国際連合との関係

ICPOは、従来は、国連経済社会理事会の諮問機関であったが、1971年（昭和46年）5月の第1769回経済社会理事会本会議において、経済社会理事会とICPOとの間の特別協定が承認され、これにより、経済社会理事会及びその下部機構が招集する会議並びにICPOが主催する会議への相互のオブザーバー派遣等が行われるようになった。

また、1996年（平成8年）10月の第51回国連総会において、我が国やスウェーデンなどの共同提案により、ICPOの国連総会でのオブザーバー資格が認められることとなった。さらに、1997年（平成9年）7月には、アナン国連事務総長（当時）と兼元ICPO総裁（当時）がニューヨークの国連本部において、国際犯罪に関してICPOと国連が相互に協力することを定めた協定に署名し、国際的な連携を強化することで合意した。

このほか、国連の下部機構である国連犯罪防止刑事司法委員会、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国際民間航空機関（ICAO）、国際電気通信連合（ITU）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関（WHO）等とも協力を行っており、協力協定の締結、専門性の高い分野での研修への相互参加等を行っている。また、2004年（平成16年）11月から国連へICPOの特別代表を派遣し、事務所を開設している。

(2) その他の国際機関等との関係

ICPOは、世界税関機構（WCO）、欧州評議会（EC）等の国際機関や地域的な警察協力機構（ユーロポール、アセアナポール等）、さらに、犯罪防止に係る非政府機関との情報交換等の協力を行っている。

(3) フランスにおける本部協定

1982年（昭和57年）12月、ICPOとフランス政府との間の新本部協定を承認する法律がフランス議会を通過した。

新本部協定は、 ICPO 本部の不可侵、 機構の訴訟手続きの免除、 機構の内部規則の制定権、 機構の文書の不可侵、 事務総長に対する外交特権と免除、 機構の職員の任務遂行中の行為に関する訴訟手続の免除等を定めており、これにより ICPO は、フランス国内において政府間機関並みの特権及び免除を享受している。

なお、事務総局の準地域事務局が置かれているアルゼンチン、エルサルバドル、カメルーン、コートジボアール、ジンバブエ、ケニア及び連絡事務所のあるタイ並びにシンガポール総局が建設されるシンガポールからもほぼ同様の特権及び免除が付与されている。

ICPOの目的は、刑事警察間における最大限の相互協力の確保及び推進並びに一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度の確立と発展にある(憲章第2条)。この目的の達成のため、ICPOは、安全な世界規模の警察通信サービス、捜査情報サービス及び捜査データベース、警察活動支援並びにトレーニング及び能力向上の4つの基幹機能を定め、これらの機能を基本として、様々な活動を行っている。



ICPO事務総局アトリウム

1 安全な世界規模の警察通信サービス

190の国・地域の警察機関が加盟するICPOにとって、迅速かつ確実な情報交換を行うための国際的な通信手段は活動の基盤として不可欠なものであり、1929年(昭和4年)より独自の通信網の整備拡充に努めている。

1992年(平成4年)以降、それまでの短波通信に代わって電子メールの交換を可能にするメッセージ交換システム(MHS)が導入され、2002年(平成14年)からは操作性及び経済性に一層優れたI-24/7(Interpol Global Communications System 24/7)の整備が進められ、2007年に全加盟国・地域が接続された。I-24/7においては、画像等の大容量のデータを十分なセキュリティを確保しつつ送受信することが可能となり、ブラウザによるデータベースサービス等も提供されている。

I-24/7は、加盟国・地域間及び事務総局を結ぶ情報通信の基盤であり、加盟国・地域間の情報交換、データベースの検索等に活用されている。

2 捜査情報サービス及び捜査データベース

(1) 情報の活用

事務総局の具体的な活動の筆頭に、国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集、処理、フィードバック等が挙げられる。各国の国家中央事務局から提供された情報は、事務総局において記録・蓄積され、

犯罪情勢の分析や国際的なデータバンクとして利用されている。

このほか、事務総局は、各国の国家中央事務局から提供された情報を基に、各国警察に被手配者の動向に対する注意を促し、また、各国における詐欺や強盗、密輸品の新しい隠匿の手口等を各国警察に通報し、犯罪の未然防止、密輸品の水際押収等に活用している。

(2) データベース

事務総局は、1989年(平成元年)5月の本部新庁舎の完成を機に大型コンピュータを導入し、それまで書類によって蓄積してきた犯罪情報を「犯罪情報システム(CIS)」としてデータベース化し、事務総局職員が犯罪情報をオンライン検索できることとなった。1997年(平成9年)からは、「インターポール犯罪情報システム(ICIS)」を導入し、より効果的な情報処理を実現している。

このほか、指紋、DNA等の様々なデータベースが整備されており、各国からの照会に対して事務総局から必要な情報を提供している。国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両及び盗難美術品に関するデータベースについては、I-24/7を利用して国家中央事務局に設置された端末装置から直接データベースの検索を行うことができる。

さらに、事務総局は、I-24/7を国家中央事務局から延伸し、第一線においてデータベースを活用することを積極的に進めている。我が国においても平成21年8月から法務省の入国管理局において水際対策に紛失・盗難旅券データベースを活用している。

3 警察活動支援

(1) 国際手配

国際手配制度は、ICPO が開発し、発展させてきた制度であり、全加盟国の警察の組織力を通じて、国外逃亡被疑者の所在発見、行方不明者の発見、身元不明死体の身元確認等に努めるものである。国際手配書とディフュージョンの2種類の方法がある。

ア 国際手配書 (INTERPOL Notices)

国際手配書には次の9つの種別がある。

赤手配書



引渡し等を目的として、被疑者の身柄の拘束を求めるもの

年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2012年未有効手配数
発行数	3,126	5,020	6,344	7,678	8,136	29,451

青手配書



被手配者の所在発見を求め、又は被手配者の正確な人定事項、犯罪経歴等に関する情報を求めるもの

年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2012年未有効手配数
発行数	304	522	521	705	1,085	3,356

緑手配書



被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促すもの

年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2012年未有効手配数
発行数	664	1,139	1,334	1,132	1,477	7,590

黄手配書



行方不明者の所在の特定又は自己の身元を特定することができない者の身元特定のため情報を求めるもの

年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2012年未有効手配数
発行数	385	472	1,803	1,059	1,691	5,205

黒手配書



国内で発見された身元不明死体について通報し、その身元を照会するもの

年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2012年未有効手配数
発行数	91	103	85	104	141	1,035

オレンジ手配書



公共の安全に対する切迫した脅威であり、人や財産に対し脅威や危険をもたらす可能性のある行事、人物、事物、方法又は手口につき、注意を喚起するもの

2012 年未有効手配数	72
--------------	----

紫手配書



犯罪者が使用する手口、物、仕掛けや隠匿方法に関し、情報提供するもの

2012 年未有効手配数	24
--------------	----

ICPO 国際連合特別手配書



国際連合安全保障理事会の制裁対象である個人又は団体に対する情報を提供することを目的とするもの

2012 年未有効手配数	357
--------------	-----

また、盗難された美術品又は文化的価値を有する物品を探し出すこと、又は疑わしい状況で発見された物品を特定することを目的とした盗難美術品手配書がある。

イ ディフュージョン (Diffusion)

ディフュージョンは、国家中央事務局又は国際機関から ICPO 通信網に加入している一つ又は複数の国家中央事務局に対して直接送付され、同時に機構のデータベースに情報が登録される国際協力要請又は国際警告をいい、その対象者に対して次に記載する特別な目的を有する協力要請又は警告で構成される。

有罪判決を受けた人物又は起訴された人物の逮捕、拘束又は移動の制限のため

所在の特定及び追跡のため

追加情報を入手するため

身元を特定するため

人物の犯罪活動に関する警告を発するため

情報を入手するため

(2) 指令調整センター (Command and Co-ordination Center)

2003年(平成15年)にICPO事務総局に指令調整センターが設置され、24時間体制での調整機能が整備された。指令調整センターは、国家中央事務局からのメッセージについて処理の優先度を判断するなど、ICPO業務の迅速な実施を可能とするほか、重大事件における加盟国・地域との情報交換等を行っている。

また、重大事案発生時に事案対応班 (Incident Response Team-IRT) を派遣するなど、緊急時の危機管理機能も有している。

(3) 犯罪対策の強化

ICPOでは、公共安全・テロリズム、薬物・組織犯罪、人の密輸、経済・ハイテク犯罪及び汚職を重点犯罪分野とし、専門家による作業部会の設置による対策の検討等を通じ、加盟国・地域間の情報交換の促進及び捜査能力の向上に努めている。

1959年(昭和34年)に麻薬不正取引に関するシンポジウムが開催されて以来、多様な分野の問題について、毎年、数テーマを選んで、数日間程度の日程による国際シンポジウム等が開催されており、各国警察の専門家が参加して、犯罪対策や捜査技術に関する意見交換を行い、国際協力の強化策が検討されている。

4 トレーニング及び能力向上

犯罪の国際化及び複雑化に対応し、加盟国が捜査能力を向上させることの重要性に鑑み、2007年(平成19年)、既存の3つの基幹機能に、「トレーニング及び能力向上」を加えることが決定された。

ICPOが提供するデータベース、ネットワーク等の利用、ICPOルートの情報交換等のICPOの活用について修得するトレーニングや各種犯罪分野における捜査能力向上のためのトレーニングを実施している。

また、各加盟国が保有するトレーニングに関する経験、知識等を加盟国間で共有する施策を推進している。

5 国際会議の開催

ICPOは、総会、執行委員会、各種犯罪分野におけるシンポジウムの他、国際的な犯罪対策を推進するための国際会議を開催している。

(1) 地域会議 (Regional Conference)

総会においては、地域特有の犯罪について十分な検討を行う時間的余裕がないことから、地域ごとに地域会議が開催されている。1962年(昭和37年)に第1回アフリカ地域会議が開催されたのを皮切りに、その後、ヨーロッパ地域では毎年、その他の地域では隔年に開催されており、地域内の各国警察幹部が参加している。

(2) 国家中央事務局長会議 (Heads of NCBs Conference)

国家中央事務局に関連する事項について議論し、ICPOの国際的な警察機関としての機能を強化するため、2005年(平成17年)から国家中央事務局長が参加する会議が開催され、ICPOの様々なプロジェクトについて議論が行われている。

我が国の警察は、1952年(昭和27年)8月にICPOの前身である国際刑事警察委員会へ加盟して以来、年次総会に代表団を毎回派遣するとともに、その他の会議にも代表を派遣してICPOの諸活動に参加するなど、ICPOの活動に積極的に関与している。

1 加盟

(1) 国際刑事警察委員会への加盟

1952年(昭和27年)1月、在日フランス代表から外務省に対し口上書をもって国際刑事警察委員会(ICPC)への加盟の勧めがあり、外務省からの要請を受けた国家公安委員会が、国家地方警察本部長官を国際刑事警察委員会の会員として加盟させることを決定し、同年6月の第21回総会(ストックホルム)での加盟手続の後、同年8月20日に正式に会員となった。その後、1954年(昭和29年)の警察法の改正に伴い、警察庁長官が会員となった。

(2) 国際刑事警察機構への改組

1956年(昭和31年)、ICPCのICPOへの改組に伴い、警察機関を構成員とすることとされたため、警察庁がその構成員となった。

2 組織・法制度

(1) 組織

複雑、多様化する国際犯罪に迅速かつ確実に対処するため、1975年(昭和50年)4月、警察庁刑事局に国際刑事課が新設され、国際的な犯罪捜査、ICPOとの連絡等の事務を所掌することとなった。これにより、ICPOとの積極的協力のための国内体制の整備が図られた。その後、警察事象の国際化等に対応するため、1994年(平成6年)7月に警察庁に国際部が新設された際、国際刑事課が改組され、国際捜査共助、ICPOとの連絡等の事務を所掌する国際第二課が設置された。さらに、2004年(平成16年)の組織犯罪対策部の発足に伴い、国際捜査管理官に事務が移管された。

(2) 国際捜査共助法の制定

犯罪の国際化の進展に伴い、国際捜査共助の重要性が広く認識されるようになると、これに的確に対応するための国内法制の整備が強く望まれるところとなった。国際捜査共助法(昭和55年法律第69号)は、このような事情を背景に制定されたもので、1980年(昭和55年)10月1日から施行され、外国

の刑事事件の捜査に関して共助の要請があった場合に我が国内においてとるべき措置を定めるとともに、ICPOを通じた捜査共助の要請に応じてとるべき措置について規定している。同法は、2004年(平成16年)6月、「国際捜査共助等に関する法律」に改正された(同月施行)。

3 分担金

2013年(平成25年)の我が国の分担金支払額は約670万3千ユーロ(1ユーロ=107円(2013年レート)換算、約7億1,800万円)であり、米国(約847万6千ユーロ)に次ぐ財政的な貢献を果たしている。

4 ICPO 東京局

警察庁は、1966年(昭和41年)に短波通信によるICPO東京局(国家局)を開局し、ICPO通信網の一翼を担うこととなった。1970年(昭和45年)には、アジア地域通信網を集約する地域局の機能がICPOマニラ局からICPO東京局に移され、ICPO東京局がアジア地域の地域局を兼ねることとなった。1993年(平成5年)には、ICPO東京局は、アジア地域内の各ICPO国家局等の電子メールの交換を可能にするMHSの運用を他の地域局に先駆けて開始した。このように、ICPO東京局は、アジア地域内の各ICPO国家局等の通信の中継を行うとともに、この地域通信網を円滑に運営するための指導的役割を果たしてきた。

2002年(平成14年)にICPOは、通信網を地域局の中継を必要としないI-24/7へと高度化を進め、2003年(平成15年)に、ICPO東京局は、ICPO中央局のI-24/7に接続した。その後、各国のI-24/7の導入が進み、2006年(平成18年)にICPOは地域局を廃止することとした。

5 総裁、副総裁及び執行委員への就任状況

これまで、我が国から、総裁1名、副総裁2名及び執行委員7名(のべ人数)を輩出している。

6 事務総局への職員派遣

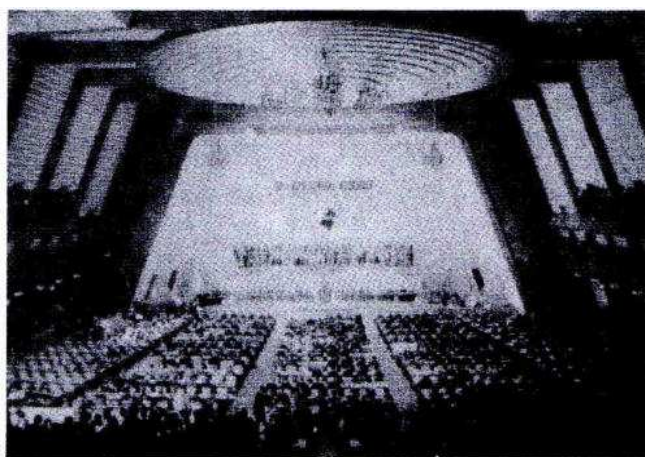
1967年(昭和42年)の第36回総会(京都)で採択された「事務総局職員の国際化に関する決議」を踏まえ、また、国際犯罪の専門家の育成等を図るため、警察庁では、1975年(昭和50年)8月から職員を事務総局に派遣している。

7 日本での総会等の開催

1967年（昭和42年）の日本における総会の開催等を契機に、国内におけるICPOの評価が定着する一方、国際的にも、日本警察に対する理解と認識が深まった。

(1) 第36回総会（京都）

1967年（昭和42年）9月27日から10月4日までの間、第36回総会が京都において開催された。これは、アジアにおける最初の総会であった。この京都総会には、69か国（当時の加盟国数は98か国）の代表179人と関係国際機関のオブザーバー33人が参加した。



第36回京都総会

(2) 第1回及び第9回アジア地域会議

上記の京都総会に先立ち、1967年（昭和42年）9月25日及び26日に、京都において、第1回アジア地域会議が開催された。また、1987年（昭和62年）7月1日から4日までの間、東京において、第9回アジア地域会議が開催されている。

(3) 第6回アジア連絡調整官会議 (Asian Contact Officers' Meeting)

1994年（平成6年）に開催された第13回アジア地域会議の勧告を受け、日常的に連絡調整を行う国家中央事務局の連絡調整官を集めた会議が1996年（平成8年）から開催されている。2007年（平成19年）には、我が国で初めてのアジア連絡調整官会議が開催され、アジア地域における国際的犯罪に対する取組みを強化するための発表や討議が行われた。



第6回アジア連絡調整官会議（2007年（平成19年）東京）

8 技術協力

ICPO東京局は、アジア地域内のICPO国家局等に対して情報通信に関する技術的な指導を行ってきたほか、事務総局に対しても情報通信関連施策に関する助言等を行っている。また、警察庁は、コンピュータ犯罪対策に関する事務総局主催の研修への講師の派遣や、同研修を我が国で開催するなど、コンピュータ犯罪対策の分野での技術協力を積極的に進めている。

9 外国警察との協力状況

国際犯罪に関する情報の交換状況、外国からの依頼に基づき捜査共助を実施した件数及び外国に対して捜査共助を依頼した件数は、次のとおりである。

国際犯罪に関する情報の発信・受信状況(外交ルートによる発受信件数は除く。)

年 区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
総数	17,513	20,949	23,339	24,022	25,912	27,732	39,918	42,285	54,359	63,810
警察庁からの発信数	2,831	2,708	2,266	2,741	2,732	2,394	2,634	3,383	3,928	4,801
警察庁の受理数	12,903	15,539	18,107	18,011	19,151	21,172	29,994	28,767	39,684	46,354
国際手配書の受理数	1,779	2,702	2,966	3,270	4,029	4,166	7,290	10,135	10,747	12,655

外国からの要請に基づき捜査共助を実施した件数の推移

年次 区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ICPO ルート	985	1,085	856	1,193	995	1,013	1,079	2,213	2,343	2,752
外交 ルート	13	13	30	25	14	12	13	26	24	53

外国に対して捜査共助を要請した件数の推移

年次 区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
ICPO ルート	817	534	485	483	458	441	476	429	412	504
外交 ルート	10	14	14	30	26	39	35	59	45	59

参考資料

【参考資料】 ICPO加盟国・地域と国家中央事務局

ICPOには、2012年(平成24年)12月末現在、190か国・地域が加盟している。

ICPO加盟国・地域と国家中央事務局の呼称^(注)

1 ICPO加盟国・地域(190)

アジア大陸 48 ヨーロッパ大陸 50 アメリカ大陸 38 アフリカ大陸 54

(注) ICPOでは、加盟国の国家中央事務局について、その国家中央事務局の所在地の都市名を用いて、例えば、「インターポール東京」と呼ぶことが慣行となっている。

(1) アジア地域 (48か国)

国	名	NCBの呼称	NCBの呼称
AFGHANISTAN	アフガニスタン	KABUL	カブール
AUSTRALIA	オーストラリア	CANBERRA	キャンベラ
BAHRAIN	バーレーン	BAHRAIN	バーレーン
BANGLADESH	バングラデシュ	DHAKA	ダッカ
BHUTAN	ブータン	THIMPHU	ティンブー
BRUNEI	ブルネイ	BRUNEI	ブルネイ
CAMBODIA	カンボジア	PHNOMPENH	プノンペン
CHINA	中国	BEIJING	北京
FIJI	フィジー	SUVA	スバ
INDIA	インド	NEW DELHI	ニューデリー
INDONESIA	インドネシア	JAKARTA	ジャカルタ
IRAN	イラン	TEHRAN	テヘラン
IRAQ	イラク	BAGHDAD	バグダッド
JAPAN	日本	TOKYO	東京
JORDAN	ヨルダン	AMMAN	アンマン
KAZAKHSTAN	カザフスタン	ASTANA	アスタナ
KOREA (Republic of)	韓国	SEOUL	ソウル
KUWAIT	クウェート	KUWAIT	クウェート
KYRGYZSTAN	キルギスタン	BISHKEK	ビシュケク
LAOS	ラオス	VIENTIANE	ビエンチャン
LEBANON	レバノン	BEIRUT	ベイルート
MALAYSIA	マレーシア	KUALA LUMPUR	クアラルンプール
MALDIVES	モルディブ	MALE	マレ
MARSHALL ISLANDS	マーシャル諸島	MAJURO	マジURO
MONGOLIA	モンゴル	ULAANBAATAR	ウランバートル
MYANMAR	ミャンマー	NAY PYI TAW	ネピドー
NAURU	ナウル	YAREN	ヤレン
NEPAL	ネパール	KATHMANDU	カトマンズ
NEW ZEALAND	ニュージーランド	WELLINGTON	ウェリントン

OMAN	オマーン	MUSCAT	マスカット
PAKISTAN	パキスタン	ISLAMABAD	イスラマバード
PAPUA NEW GUINEA	パプアニューギニア	KONEDOBU	コネドブ
PHILIPPINES	フィリピン	MANILA	マニラ
QATAR	カタール	DOHA	ドーハ
SAMOA	サモア	APIA	アピア
SAUDI ARABIA	サウジアラビア	RIYADH	リヤド
SINGAPORE	シンガポール	SINGAPORE	シンガポール
SRI LANKA	スリランカ	COLOMBO	コロンボ
SYRIA	シリア	DAMASCUS	ダマスカス
TAJKISTAN	タジキスタン	DUSHANBE	ドゥシャンベ
THAILAND	タイ	BANGKOK	バンコク
TIMOR-LESTE	東ティモール	DILI	ディリ
TONGA	トンガ	NUKU' ALOFA	ヌクアロファ
TURKMENISTAN	トルクメニスタン	ASHGABAD	アシガバット
UNITED ARAB EMIRATES	アラブ首長国連邦	ABU DHABI	アブダビ
UZBEKISTAN	ウズベキスタン	TASHKENT	タシケント
VIETNAM	ベトナム	HANOI	ハノイ
YEMEN	イエメン	SANAA	サヌア

(2) ヨーロッパ地域 (50 か国)

国名	NCB の呼称
ALBANIA	アルバニア TIRANA ティラナ
ANDORRA	アンドラ ANDORRA アンドラ
ARMENIA	アルメニア YEREVAN エレバン
AUSTRIA	オーストリア VIENNA ウィーン
AZERBAIJAN	アゼルバイジャン BAKU バクー
BELARUS	ベラルーシ MINSK ミンスク
BELGIUM	ベルギー BRUSSELS ブリュッセル
BOSNIA AND HERZEGOVINA	ボスニア・ヘルツェゴビナ SARAJEVO サラエボ
BULGARIA	ブルガリア SOFIA ソフィア
CROATIA	クロアチア ZAGREB ザグレブ
CYPRUS	キプロス NICOSIA ニコシア
CZECH REPUBLIC	チェコ PRAGUE プラハ
DENMARK	デンマーク COPENHAGEN コペンハーゲン
ESTONIA	エストニア TALLINN タリン
FINLAND	フィンランド HELSINKI ヘルシンキ
FORMER YUGOSLAV REPUBLIC OF MACEDONIA	旧ユーゴスラビア・マケドニア SKOPIE スコピエ
FRANCE	フランス PARIS パリ
GEORGIA	グルジア TBILISI トビリシ
GERMANY	ドイツ WIESBADEN ビースバーデン
GREECE	ギリシャ ATHENS アテネ

HUNGARY	ハンガリー	BUDAPEST	ブダペスト
ICELAND	アイスランド	REYKJAVIK	レイキャビク
IRELAND	アイルランド	DUBLIN	ダブリン
ITALY	イタリア	ROME	ローマ
ISRAEL	イスラエル	JERUSALEM	エルサレム
LATVIA	ラトビア	RIGA	リガ
LIECHTENSTEIN	リヒテンシュタイン	VADUZ	ヴァドーツ
LITHUANIA	リトアニア	VILNIUS	ビリニュス
LUXEMBURG	ルクセンブルク	LUXEMBURG	ルクセンブルク
MALTA	マルタ	FLORIANA	フロリアーナ
MOLDOVA	モルドバ	CHISINAU	キシニョフ
MONACO	モナコ	MONACO	モナコ
MONTENEGRO	モンテネグロ	PODGORICA	ポドゴリツァ
NETHERLANDS	オランダ	THE HAGUE	ハーグ
NORWAY	ノルウェー	OSLO	オスロ
POLAND	ポーランド	WARSAW	ワルシャワ
PORTUGAL	ポルトガル	LISBON	リスボン
ROMANIA	ルーマニア	BUCHAREST	ブカレスト
RUSSIA	ロシア	MOSCOW	モスクワ
SAN MARINO	サンマリノ	SAN MARINO	サンマリノ
SERBIA	セルビア	BELGRADE	ベオグラード
SLOVAKIA	スロバキア	BRATISLAVA	ブラチスラバ
SLOVENIA	スロベニア	LJUBLJANA	リュブリャナ
SPAIN	スペイン	MADRID	マドリード
SWEDEN	スウェーデン	STOCKHOLM	ストックホルム
SWITZERLAND	スイス	BERN	ベルン
TURKEY	トルコ	ANKARA	アンカラ
UKRAINE	ウクライナ	KIEV	キエフ
UNITED KINGDOM	英国	MANCHESTER	マンチェスター
VATICAN CITY STATE	ヴァチカン市国	VATICAN	ヴァチカン

(3) アメリカ地域 (35 国・3 地域)

国名	NCB の呼称		
ANTIGUA&BARBUDA	アンティグア・バーブーダ	ST JOHN' S	セントジョンズ
ARGENTINA	アルゼンチン	BUENOS AIRES	ブエノスアイレス
ARUBA	オランダ領アルバ	ORANJESTAD	オラニェスタット
BAHAMAS	バハマ	NASSAU	ナッソー
BARBADOS	バルバドス	BRIDGETOWN	ブリッジタウン
BELIZE	ベリーズ	BELMOPAN	ベルモパン
BOLIVIA	ボリビア	LA PAZ	ラパス
BRAZIL	ブラジル	BRASILIA	ブラジリア
CANADA	カナダ	OTTAWA	オタワ
CHILE	チリ	SANTIAGO	サンティアゴ
COLOMBIA	コロンビア	BOGOTA	ボゴタ

COSTA RICA	コスタリカ	SAN JOSE	サンホセ
CUBA	キューバ	HAVANA	ハバナ
CURAÇAO	オランダ領キュラソー	WILLEMSTAD	ウィレムスタッド
DOMINICA	ドミニカ国	ROSEAU	ロゾー
DOMINICAN REPUBLIC	ドミニカ共和国	SANTO DOMINGO	サントドミンゴ
ECUADOR	エクアドル	QUITO	キト
EL SALVADOR	エルサルバドル	SAN SALVADOR	サンサルバドル
GRENADA	グレナダ	ST GEORGE'S	セントジョージズ
GUATEMALA	グアテマラ	GUATEMALA	グアテマラ
GUYANA	ガイアナ	GEORGETOWN	ジョージタウン
HAITI	ハイチ	PORT AU PRINCE	ポルトープランス
HONDURAS	ホンジュラス	TEGUCIGALPA	テグシガルパ
JAMAICA	ジャマイカ	KINGSTON	キングストン
MEXICO	メキシコ	MEXICO	メキシコ
NICARAGUA	ニカラグア	MANAGUA	マナグア
PANAMA	パナマ	PANAMA	パナマ
PARAGUAY	パラグアイ	ASUNCION	アスンシオン
PERU	ペルー	LIMA	リマ
SINT MAARTEN	オランダ領シントマールテン	PHILIPSBURG	フィリップスバーグ
ST KITTS & NEVIS	セントクリストファー・ ネーヴィス	BASSETERRE	バセテール
ST LUCIA	セントルシア	CASTRIES	カストリーズ
ST VINCENTE & THE GRENADINES	セントビンセント及び グレナディーン諸島	KINGSTOWN	キングスタウン
TRINIDAD&TOBAGO	トリニダード・トバゴ	PORT OF SPAIN	ポートオブスペイン
SURINAME	スリナム	PARAMARIBO	パラマリボ
UNITED STATES OF AMERICA	アメリカ（米国）	WASHINGTON	ワシントン
URUGUAY	ウルグアイ	MONTEVIDEO	モンテビデオ
VENEZUELA	ベネズエラ	CARACAS	カラカス

(4) アフリカ地域（54 개국）

国名	NCB の呼称
ALGERIA	アルジェリア ALGIERS アルジェ
ANGOLA	アンゴラ LUANDA ルアンダ
BENIN	ベナン COTONOU コトヌー
BOTSWANA	ボツワナ GABORONE ハボローネ
BURKINA FASO	ブルキナファソ OUAGADOUGOU ワガドゥグー
BURUNDI	ブルンジ BUJUMBURA ブジュンブラ
CAMEROON	カメルーン YAOUNDÉ ヤウンデ
CAPE VERDE	カーボヴェルデ PRAIA プライア
CENTRAL AFRICAN REPUBLIC	中央アフリカ BANGUI バンギ
CHAD	チャド N'DJAMENA ンジャメナ

COMOROS	コモロ	MORONI	モロニ
CONGO	コンゴ共和国	BRAZZAVILLE	ブラザビル
CÔTE D'IVOIRE	コートジボワール	ABIDJAN	アビジャン
DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE CONGO	コンゴ民主共和国	KINSHASA	キンシャサ
DJIBOUTI	ジブチ	DJIBOUTI	ジブチ
EGYPT	エジプト	CAIRO	カイロ
EQUATORIAL GUINEA	赤道ギニア	MALABO	マラボ
ERITREA	エリトリア	ASMARA	アスマラ
ETHIOPIA	エチオピア	ADDIS ABABA	アディスアベバ
GABON	ガボン	LIBREVILLE	リーブルビル
GAMBIA	ガンビア	BANJUL	バンジュール
GHANA	ガーナ	ACCRA	アクラ
GUINEA	ギニア	CONACRY	コナクリ
GUINEA BISSAU	ギニアビサウ	BISSAU	ビサウ
KENYA	ケニア	NAIROBI	ナイロビ
LESOTHO	レソト	MASERU	マセル
LIBERIA	リベリア	MONROVIA	モンロビア
LIBYA	リビア	TRIPOLI	トリポリ
MADAGASCAR	マダガスカル	ANTANANARIVO	アンタナナリボ
MALAWI	マラウイ	LILONGWE	リロングウェ
MALI	マリ	BAMAKO	バマコ
MAURITANIA	モーリタニア	NOUAKCHOTT	ヌアクショット
MAURITIUS	モーリシャス	PORT LOUIS	ポートルイス
MOROCCO	モロッコ	RABAT	ラバト
MOZAMBIQUE	モザンビーク	MAPUTO	マプト
NAMIBIA	ナミビア	WINDHOEK	ウィントフック
NIGER	ニジェール	NIAMEY	ニアメ
NIGERIA	ナイジェリア	LAGOS	ラゴス
RWANDA	ルワンダ	KIGALI	キガリ
SAO TOME & PRINCIPE	サントメ・プリンシペ	SAO TOME	サントメ
SENEGAL	セネガル	DAKAR	ダカル
SEYCHELLES	セイシェル	VICTORIA	ヴィクトリア
SIERRA LEONE	シエラレオネ	FREETOWN	フリータウン
SOMALIA	ソマリア	MOGADISHU	モガディシュ
SOUTH AFRICA	南アフリカ	PRETORIA	プレトリア
SOUTH SUDAN	南スーダン	JUBA	ジュバ
SUDAN	スーダン	KHARTOUM	ハルツーム
SWAZILAND	スワジランド	MBABANE	ムババーネ
TANZANIA	タンザニア	DAR ES SALAAM	ダルエスサラーム
TOGO	トーゴ	LOME	ロメ
TUNISIA	チュニジア	TUNIS	チュニス
UGANDA	ウガンダ	KAMPALA	カンパラ

ZAMBIA	ザンビア	LUSAKA	ルサカ
ZIMBABWE	ジンバブエ	HARARE	ハラレ

2 準国家中央事務局設置地域 (12 地域)

(1) アジア地域 (3)

地 域 名			Sub Bureau の呼称
HONG KONG	香港 (中国)	HONG KONG	ホンコン
MACAO	マカオ (中国)	MACAO	マカオ
AMERICAN SAMOA	米領サモア (アメリカ)	PAGO PAGO	パゴパゴ

(2) ヨーロッパ地域 (1)

地 域 名			Sub Bureau の呼称
GIBRALTAR	ジブラルタル (英国)	GIBRALTAR	ジブラルタル

(3) アメリカ地域 (8)

地 域 名			Sub Bureau の呼称
ANGUILLA	アンギラ (英国)	The Valley	ザ バレイ
BERMUDA	バーミューダ諸島 (英国)	HAMILTON	ハミルトン
BRITISH VIRGIN ISLANDS	英領バージン諸島 (英国)	ROAD TOWN	ロードタウン
CAYMAN ISLANDS	ケイマン諸島 (英国)	GEORGE TOWN	ジョージタウン
MONTSERRAT	モントセラト (英国)	PLYMOUTH	プリマス
TURKS & CAICOS	タークス及びカイコス諸島 (英国)	COCKBURN TOWN	コックバーンタウン
PUERTO RICO	プエルトリコ (米国)	SAN JUAN	サンファン
GUADELOUPE	グアドループ (仏国)	POINTE A PITRE	ポワントピートル

【加盟手続】

いかなる国も、その警察機関(機構の活動範囲内の任務を行う機関)を構成員(代表)として ICPO に加盟することができる。加盟申請は、関係政府当局から事務総長に提出され、総会の3分の2以上の多数による承認が必要である。

【構成員の役割】

機構の構成員たる警察機関は、総会に代表を派遣する資格を有する一方、国内法の範囲内で ICPO の活動に積極的に参加し、可能な限りの協力を行わなければならない。具体的には、分担金を支払い、総会の決定や勧告を実施し、事務総長及び事務総局職員の職務執行を支援するものとされている。



ICPO執行委員会構成員

1 総裁

フランス	Mireille BALLESTRAZZI	2012～2016年
フランス司法警察中央局次長	ミレイユ バレストラジ	

2 副総裁

ナイジェリア	Adamu Abubakar MOHAMMAD	2011～2014年
ナイジェリア警察次長	アダム アブバカル モハメド	

アメリカ合衆国	Alan D. BERSIN	2012～2015年
国土安全保障省次官補	アラン D. パースン	

日本

警察庁犯罪収益移転防止管理官	河合 信之(かわい のぶゆき)	2012～2015年
(当選時(2012年11月)は警察大学組織犯罪対策教養部長、2013年4月から現職)		

3 執行委員

アルジェリア	Adelkader Kara BOUHADBE	2012～2015年
国家治安省 教育・学校部長	アデルカダー カラ ブーハベ	

ルワンダ	Emmanuel Gasana	2011～2014年
ルワンダ国家警察長官	エマニュエル ガサナ	

カナダ	Bob PAULSON	2012～2015年
王立騎馬警察長官	ボブ ポールソン	

チリ	Marcos Vasquez Meza	2011～2014年
チリ捜査局長官	マルコス ヴァスケス メザ	

カタール	Saoud Abdullah AL-MAHMOUD	2012～2015年
内務省国際協力部長	サウード アブドゥラ アル マフムード	

大韓民国	KIM Jong Yang	2012～2015年
韓国警察庁外事部長	金 鐘陽(キム ジョン ヤン)	

フィンランド	Sanna Palo	2011～2014年
フィンランドNCB長	サンナ パロ	

イタリア	Filippo DISPENZA	2012～2015年
アレクサンドリア警察本部長	フィリポ ディスペンツァ	

オランダ	Pieter Jaap Aalbersberg	2011～2014年
オランダ警察長官	ピーター ジャープ アールベルスベルグ	

我が国からの総裁、副総裁及び執行委員への就任状況

1 総 裁

1996年10月～2000年11月(平成8～12年)

警察庁国際部長(2000年8月から警察大学校長)

兼元 俊徳

2 副 総 裁

2012年11月～2015年(平成24年～27年)

警察庁犯罪収益移転防止管理官

河合 信之

(当選時(2012年11月)は警察大学校組織犯罪対策教養部長、2013年4月から現職)

1990年9月～1993年10月(平成2～5年)

警察大学校国際捜査研修所長(1992年11月から警察大学校副校長)

川田 晃

3 執行委員

2009年10月～2012年11月(平成21年～24年)

警察大学校組織犯罪対策部教養部長

河合 信之

(2009年4月から警察庁国際組織犯罪対策官、2010年4月から警察大学校組織犯罪対策部教養部長)

2003年10月～2006年9月(平成15～18年)

警察庁国際テロリズム対策室長

瀧澤 裕昭

(2004年4月から警察庁国際捜査管理官、2006年1月から警察庁刑事局付)

1994年10月～1996年10月(平成6～8年)

警察大学校国際捜査研修所長(1995年8月から警察庁国際部長)

兼元 俊徳

1987年11月～1988年11月(昭和62～63年)

警察庁国際刑事課長

兼元 俊徳

1979年9月～1982年10月(昭和54～57年)

警察庁国際刑事課長

水町 治

1969年10月～1970年10月(昭和44～45年)

警察庁教養課長

関澤 元弘

1967年10月～1969年10月(昭和42～44年)

警察庁監察官

早出 好都

【参考資料】 ICPO主要会議開催地

(1) ICPO 総会

回	年	西暦	場所	回	年	西暦	場所
1	大 12	1923	オーストリア(ウィーン)	41	昭 47	1972	ドイツ(フランクフルト)
2	13	1924	ドイツ(ベルリン)	42	48	1973	オーストリア(ウィーン)
	13	"	オーストリア(ウィーン)	43	49	1974	フランス(カンヌ)
3	14	1925	ドイツ(ベルリン)	44	50	1975	アルゼンチン(ブエノスアイレス)
4	昭 2	1927	オランダ(アムステルダム)	45	51	1976	ガーナ(アクラ)
5	3	1928	オランダ(アントワープ)	46	52	1977	スウェーデン(ストックホルム)
	"	"	スイス(ベルン)	47	53	1978	パナマ(パナマシティ)
6	5	1930	オーストリア(ウィーン)	48	54	1979	ケニア(ナイロビ)
7	6	1931	オランダ(アントワープ)	49	55	1980	フィリピン(マニラ)
8	7	1932	フランス(パリ)	50	56	1981	フランス(ニース)
9	8	1933	イタリア(ローマ)	51	57	1982	スペイン(トレモリーノス)
10	9	1934	オーストリア(ウィーン)	52	58	1983	フランス(カンヌ)
11	10	1935	デンマーク(コペンハーゲン)	53	59	1984	ルクセンブルク(ルクセンブルク)
12	11	1936	ユーゴスラビア(ベオグラード)	54	60	1985	米国(ワシントン D.C.)
13	12	1937	英国(ロンドン)	55	61	1986	ユーゴスラビア(ベオグラード)
14	13	1938	ルーマニア(ブカレスト)	56	62	1987	フランス(ニース)
15	21	1946	ベルギー(ブリュッセル)	57	63	1988	タイ(バンコク)
16	22	1947	フランス(パリ)	58	平 元	1989	フランス(リヨン)
17	23	1948	チェコスロバキア(プラハ)	59	2	1990	カナダ(オタワ)
18	24	1949	スイス(ベルン)	60	3	1991	ウルグアイ(ブタデルエステ)
19	25	1950	オランダ(ハーグ)	61	4	1992	セネガル(ダカール)
20	26	1951	ポルトガル(リスボン)	62	5	1993	アルバ(アルバ)
21	27	1952	スウェーデン(ストックホルム)	63	6	1994	イタリア(ローマ)
22	28	1953	ノルウェー(オスロ)	64	7	1995	中国(北京)
23	29	1954	イタリア(ローマ)	65	8	1996	トルコ(アンタルヤ)
24	30	1955	トルコ(イスタンブール)	66	9	1997	インド(ニューデリー)
25	31	1956	オーストリア(ウィーン)	67	10	1998	エジプト(カイロ)
26	32	1957	ポルトガル(リスボン)	68	11	1999	韓国(ソウル)
27	33	1958	英国(ロンドン)	69	12	2000	ギリシャ(ロードス)
28	34	1959	フランス(パリ)	70	13	2001	ハンガリー(ブダペスト)
29	35	1960	米国(ワシントン D.C.)	71	14	2002	カメルーン(ヤウンデ)
30	36	1961	デンマーク(コペンハーゲン)	72	15	2003	スペイン(ベニドルム)
31	37	1962	スペイン(マドリード)	73	16	2004	メキシコ(カンクン)
32	38	1963	フィンランド(ヘルシンキ)	74	17	2005	ドイツ(ベルリン)
33	39	1964	ベネズエラ(カラカス)	75	18	2006	ブラジル(リオデジャネイロ)
34	40	1965	ブラジル(リオデジャネイロ)	76	19	2007	モロッコ(マラケシュ)
35	41	1966	スイス(ベルン)	77	20	2008	ロシア(サンクトペテルブルク)
36	42	1967	日本(京都)	78	21	2009	シンガポール(シンガポール)
37	43	1968	イラン(テヘラン)	79	22	2010	カタール(ドーハ)
38	44	1969	メキシコ(メキシコシティ)	80	23	2011	ベトナム(ハノイ)
39	45	1970	ベルギー(ブリュッセル)	81	24	2012	イタリア(ローマ)
40	46	1971	カナダ(オタワ)	82	25	2013	コロンビア(カルタヘナ)

ICPO 総会（つづき）

回	年	西 暦	場 所
83	平 26	2014	モナコ（モナコ（予定））

(2) ICPO アジア地域会議

回	年	場 所
第 1 回	1967 年 9 月 25 日 ~ 26 日	日本（京都）（第 36 回総会時）
第 2 回	1974 年 9 月 17 日 ~ 19 日	フランス（カンヌ）（第 43 回総会時）
第 3 回	1975 年 4 月 3 日 ~ 8 日	フィリピン（マニラ）
第 4 回	1977 年 8 月 26 日 ~ 30 日	フランス（パリ）（第 46 回総会時）
第 5 回	1979 年 8 月 1 日 ~ 4 日	韓国（ソウル）
第 6 回	1980 年 11 月 10 日 ~ 11 日	フィリピン（マニラ）（第 49 回総会時）
第 7 回	1982 年 6 月 14 日 ~ 17 日	タイ（バンコク）
第 8 回	1986 年 4 月 15 日 ~ 19 日	トンガ（ヌクアロファ）
第 9 回	1987 年 7 月 1 日 ~ 4 日	日本（東京）
第 10 回	1989 年 2 月 21 日 ~ 24 日	ネパール（カトマンズ）
第 11 回	1991 年 2 月 26 日 ~ 3 月 1 日	オーストラリア（キャンベラ）
第 12 回	1993 年 7 月 28 日 ~ 8 月 1 日	モンゴル（ウランバートル）
第 13 回	1994 年 12 月 13 日 ~ 16 日	インド（ニューデリー）
第 14 回	1996 年 6 月 20 日 ~ 24 日	タイ（バンコク）
第 15 回	1998 年 2 月 17 日 ~ 19 日	オーストラリア（キャンベラ）
第 16 回	2001 年 2 月 20 日 ~ 22 日	タイ（バンコク）
第 17 回	2002 年 2 月 18 日 ~ 22 日	スリランカ（コロンボ）
第 18 回	2004 年 3 月 16 日 ~ 17 日	フィリピン（マニラ）
第 19 回	2006 年 4 月 11 日 ~ 13 日	インドネシア（ジャカルタ）
第 20 回	2008 年 3 月 5 日 ~ 7 日	中国（香港）
第 21 回	2012 年 9 月 17 日 ~ 19 日	ヨルダン（アンマン）
第 22 回	2014 年 4 月（予定）	シンガポール（予定）

【参考資料】 国際刑事警察機構憲章

総 則

第1条 「国際刑事警察委員会」という名称であった組織は、今後「国際刑事警察機構（インターポール）」と称する。その本拠はフランスとする。

第2条 機構の目的は次のとおりである。

- (1) 各国の国内法の範囲で、かつ、「世界人権宣言」の精神に基づき、すべての刑事警察間における最大限の相互協力を確保し、及び推進すること。
- (2) 一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度を確立し、及び発展させること。

第3条 機構は、政治的、軍事的、宗教的又は人種的性格を持ついかなる干渉又は活動もしてはならない。

第4条 いかなる国も、その任務が機構の活動範囲内にある警察を構成員として機構に代表させることができる。

加盟申請は、関係政府当局から事務総長あてに提出される。

加盟は、総会の3分の2の多数による承認を必要とする。

組織の構成

第5条 国際刑事警察機構（インターポール）の構成は次のとおりである。

- 総会
- 執行委員会
- 事務総局
- 国家中央事務局
- 顧問
- ファイル管理委員会

総 会

第6条 総会は、機構の最高機関であり、機構の構成員によって任命された代表でこれを組織する。

第7条 各構成員は、1名又は数名の代表を派遣することができる。ただし、首席代表は、国ごとに、その国の関係政府当局によって任命された1名に限る。機構の性格が専門的であるため、構成員は、次に掲げる者を代表団に含めるように努めなければならない。

- (a) 警察事務を処理する機関の上級の職員
- (b) その通常の職務が機構の活動に関係ある職員
- (c) 議題の事項に関する専門家

第8条 総会は次の事項をその任務とする。

- (a) 憲章に定められた任務を遂行すること。

(b) 憲章第2条に規定する機構の目的の達成に必要な原則及び全般的施策を定めること。

(c) 事務総局によって作成された次年度の全般的活動計画を検討し、及び承認すること。

(d) 必要と認められる他の規則を制定すること。

(e) 憲章に掲げる任務を遂行するための要員を選出すること。

(f) 機構が処理すべき事項に関して決議を採択し、及び構成員に勧告すること。

(g) 機構の財政方針を定めること。

(h) 他の組織と締結すべき協定を検討し、及び承認すること。

第9条 構成員は、総会の決定を実施するため、その本来の義務と矛盾しない限りにおいて、でき得るすべてを行うものとする。

第10条 機構の総会は毎年常会を開く。総会は、執行委員又は構成員の単純過半数の請求により臨時会を開くことができる。

第11条

11.1 総会は、その会期中、特定の問題を処理するために、特別の委員会を設けることができる。

11.2 総会は、また、その会期以外の間に、地域会議を開催することを決定できる。

第12条

12.1 総会は、各会期の最終会議において、次の開催場所を選定する。

12.2 1か国又は数か国から招請がある場合は、総会は、2年以内の総会の開催場所について決定することができる。

12.3 選定された開催国での総会の開催が困難又は好ましくない状況である場合は、総会は次期総会に別の開催場所を決定できる。

第13条 各国からの1名の代表のみが、総会において投票する権利を有する。

第14条 決定は、憲章によって3分の2の多数を必要とする場合を除き、単純過半数によって行う。

執行委員会

第15条 執行委員会は、機構の総裁、副総裁3人及び執行委員9人でこれを組織する。執行委員会の委員13人は、地理的配分を考慮の上、各々異なった国に所属するものとする。

第16条 総会は、代表の中から、機構の総裁及び副総裁3人を選出する。

総裁を選出するには、3分の2の多数を必要とする。ただし、第2回投票の結果、この多数が得られない場合は、単純多数で足る。

総裁及び副総裁は、各々異なった大陸出身であるものとする。

第17条 総裁は4年の任期で選出される。副総裁は3年の任期で選出される。これらの者は、引き続き同一の地位又は執行委員会の執行委員に重ねて選出される資格を有しない。

総裁を選出した結果、第15条(第2段落)又は第16条(第3段落)の規定が適用できず、又は矛盾するときは、四大陸のすべてが総裁又は副総裁の地位で代表されるようにするため、第4の副総裁を選出するものとする。

この場合、暫定的に執行委員会の委員は14人となる。この暫定期間は、第15条及び第16条の規定が適用し得る状況になった時点において終了するものとする。

第18条 機構の総裁は次のことを行う。

- (a) 総会及び執行委員会の会議を主宰し、及び議事を進行させること。
- (b) 機構の活動を総会及び執行委員会の決定に合致させること。
- (c) 機構の事務総長とできる限り直接かつ不断の接触を保つこと。

第19条 執行委員会の執行委員9人は、総会により3年の任期で選任される。執行委員は、引き続き同一の地位に再選される資格を有しない。

第20条 執行委員会は、機構の総裁の招集により毎年少なくとも1回開催する。

第21条 執行委員会の委員全員は、その任務の遂行に当たっては、機構を代表するものとして行動し、各々の国を代表する者として行動してはならない。

第22条 執行委員会は次のことを行う。

- (a) 総会の決定の実施を監督すること。
- (b) 総会の議題を準備すること。
- (c) 執行委員会が有用と認める業務計画又は企画を総会に提出すること。
- (d) 事務総長の管理及び業務を監督すること。
- (e) 総会が執行委員会に委任したすべての権限を行使すること。

第23条 執行委員会の委員が辞任又は死亡した場合は、総会は後任者を選出する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。執行委員会の委員は、機構に対する代表たるべき者でなくなったときは、その職に留まることはできない。

第24条 執行委員会の委員は、任期満了の年に開催される総会の会期の終了までその職に留まる。

第25条 事務総局は、機構内の常設の部局でこれを組織する。

第26条 事務総局は次のことを行う。

- (a) 総会及び執行委員会の決定を実施すること。
- (b) 一般犯罪との闘いにおける国際的中心としての機能を果たすこと。
- (c) 技術及び情報の中心としての機能を果たすこと。
- (d) 機構の能率的な運営を確保すること。
- (e) 国内及び国際機関との接触を保つこと。
ただし、犯罪捜査に関する問題は、国家中央事務局を通じて処理されるものとする。
- (f) 有用と認められる刊行物を出版すること。
- (g) 総会、執行委員会その他この機構のすべての機関の会議において、会議事務局としての業務を計画し、及び実施すること。
- (h) 総会及び執行委員会の審議及び承認を受けるため、次年度の活動計画案を起草すること。
- (i) 機構の総裁とできる限り直接かつ不断の接触を保つこと。

第27条 事務総局は、事務総長及び機構の業務を委託された技術・事務職員でこれを組織する。

第28条 事務総長の任命は、5年の任期で、執行委員会が提案し、総会が承認する。事務総長は再任されることができ、65歳に達したときには、その職を退かなければならない。ただし、65歳に達した場合であっても、その任期を全うすることを認められることがある。

事務総長は、警察事項に関して高度の識見を有する者の中から選ばなければならない。

特別の事情のある場合には、執行委員会は、総会において事務総長の解任を求めることができる。

第29条 事務総長は、総会又は執行委員会が決定した指示に従って、職員を採用し、及び指揮し、予算を執行し、並びに常設の部局を組織し、及び指揮する。

事務総長は、執行委員会又は総会に対し、機構の業務に関するいかなる提案・企画も提出することができる。

事務総長は、執行委員会及び総会に対して責任を負う。

事務総長は、総会、執行委員会及び付随する他のすべての会議の審議に参加することができる。

事務総長は、その任務の遂行に当たっては、機構を代表するものとし、いかなる特定の国も代表してはならない。

第30条 事務総長及び職員は、その任務の遂行に当たっては、いかなる政府又は機構外の当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務総長及び事務総

局の職員は、その国際的任務の遂行を阻害するおそれのあるいかなる行動をも慎まなければならない。

機構の各構成員は、事務総長及び職員の任務のまっぴら国際的な性格を尊重すること並びにこれらの者が任務を遂行するに当たってはこれらの者に影響を与えないことを約束するものとする。

機構のすべての構成員は、事務総長及び職員が職務を遂行するに当たっては最善を尽くしてこれらの者を支援するものとする。

国家中央事務局

第31条 機構は、その目的を達成するためには、構成員の積極的かつ不断の協力を必要とする。このため、構成員は、機構の活動に積極的に参加するために、自国の国内法と矛盾しない範囲において、でき得るすべてを行わなければならない。

第32条 前条の協力を確保するため、各国は、国家中央事務局としての機能を果たす一機関を指定する。国家中央事務局は、次の機関との連絡を確保する。

- (a) 自国の関係機関
- (b) 他国の国家中央事務局としての機能を果たす機関
- (c) 機構の事務総局

第33条 第32条の規定を適用できない国又は効率的な集権的協力ができない国の場合は、事務総局はこれらの国とともに、他の最も適切な協力方法を決定する。

顧問

第34条 機構は、学術的事項に関して、「顧問」に諮問することができる。

顧問は純粋に助言の役割を果たすものとする。

第35条 顧問は、執行委員会によって3年の任期で任命される。顧問の任命は、総会の承認により初めて確定する。顧問は、機構にとって関心のある分野において世界的名声のある者の中から選ばれる。

総会は、その決定によって、顧問を解任することができる。

ファイル管理委員会

第36条 ファイル管理委員会は、機構による個人情報の処理が、機構がこの問題について制定した規則に適合していることを確保するための独立機関である。

ファイル管理委員会は、機構に個人情報の処理に関連するあらゆるプロジェクト、活動、規則その他の事項について機構に助言するものとする。ファイル管理委員会は、機構のファイルに含まれる情報に関する要請を処理するものとする。

第37条 ファイル管理委員会の構成員は、その機能を実現するために必要とされる専門知識を有するものとする。その構成及び機能は、総会により規定される特別の規則に従うものとする。

予算及び財源

第38条 機構の財源は次のとおりとする。

- (a) 構成員からの分担金
- (b) 贈与、遺贈、助成金、補助金その他の財源。ただし、あらかじめ執行委員会が受理し、又は承認したものに限られる。

第39条 総会は、事務総長が準備する見積りに従い、構成員の分担金の基準及び歳出の最高額を決める。

第40条 機構の予算案は、事務総長により作成され、承認を受けるため執行委員会に提出される。予算案は、総会が承認した後効力を発する。

総会が予算案を承認する可能性がなくなった場合は、執行委員会は、前年度予算の大綱に従い、必要な措置を採るものとする。

他の組織との関係

第41条 機構は、憲章に規定する目的に適合すると認められる場合は、他の政府間又は非政府間の国際機関との関係を樹立し、及び協力する。

政府間又は非政府間の国際機関との関係に関する一般的規約は、総会で承認された後効力を発する。

機構は、その所管するすべての事項に関して、非政府間の国際機関又は政府の若しくは非政府の国内機関から助言を受けることができる。総会の承認を得て、執行委員会は、急を要する場合は事務総長は、その活動及び権限の範囲内で、他の国際機関からの義務又は国際協定の適用による義務を引き受けることができる。

憲章の適用、改正及び解釈

第42条 この憲章は、構成員又は執行委員会の提議に基づき、これを改正することができる。

この憲章を改正するいかなる提議も、総会の審議に付する少なくとも3ヵ月以前に、事務総長から機構の構成員に通知されるものとする。

この憲章のあらゆる改正は、機構の構成員の3分の2の多数により承認される。

第43条 この憲章のフランス語、英語及びスペイン語の本文は正文とみなす。

第44条 この憲章の適用については、3分の2の多数で採択される細則及び付属文書により総会が決定する。

経過措置

第45条 付属文書 に掲げる国を代表するすべての機関は、機構の構成員とみなす。ただし、当該機関が、関係政府当局を通じて、この憲章を受諾できない意思を表示した場合はこの限りでない。当該意思表示は、この憲章の施行日から6か月以内になさなければならない。

第46条 第1回選挙において、抽選により任期1年の副総裁1人を決定する。第1回選挙において、抽選により、執行委員会の任期1年の執行委員2人及び任期2年の執行委員2人を決定する。

第47条 国際刑事警察委員会の地位において顕著な功績があり、かつ、永年勤続した者に対し、総会は、国際刑事警察機構のこれに相当する地位において名誉称号を与えることができる。

第48条 国際刑事警察委員会に属する全財産は、国際刑事警察機構に移管される。

第49条 この憲章において、

「機構」とは、常に、国際刑事警察機構をいう。

「憲章」とは、常に、国際刑事警察機構憲章をいう。

「事務総長」とは、国際刑事警察機構の事務総長をいう。

「委員会」とは、機構の執行委員会をいう。

「総会」とは、機構の総会をいう。

「構成員」とは、憲章第4条に規定する国際刑事警察機構の構成員をいう。

「代表」とは、第7条に規定する代表団に属する者をいう。

「執行委員」とは、第19条に規定する条件において執行委員会に選ばれた者をいう。

第50条 この憲章は、1956年6月13日から施行する。

付属文書

憲章第45条の規定が適用される国のリスト

(略)

- Constitution -

General Provisions

Article 1

The Organization called the "INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE COMMISSION" shall henceforth be entitled: "THE INTERNATIONAL CRIMINAL POLICE ORGANIZATION - INTERPOL". Its seat shall be in France.

Article 2

Its aims are:

- (1) To ensure and promote the widest possible mutual assistance between all criminal police authorities within the limits of the laws existing in the different countries and in the spirit of the "Universal Declaration of Human Rights";
- (2) To establish and develop all institutions likely to contribute effectively to the prevention and suppression of ordinary law crimes.

Article 3

It is strictly forbidden for the Organization to undertake any intervention or activities of a political, military, religious or racial character.

Article 4

Any country may delegate as a Member to the Organization any official police body whose functions come within the framework of activities of the Organization.

The request for membership shall be submitted to the Secretary General by the appropriate governmental authority.

Membership shall be subject to approval by a two-thirds majority of the General Assembly.

Structure and Organization

Article 5

The International Criminal Police Organization-Interpol shall comprise:

- The General Assembly
- The Executive Committee
- The General Secretariat
- The National Central Bureaus
- The Advisers
- The Commission for the Control of Files

The General Assembly

Article 6

The General Assembly shall be the body of supreme authority in the Organization. It is composed of delegates appointed by the Members of

the Organization.

Article 7

Each Member may be represented by one or several delegates; however, for each country there shall be only one delegation head, appointed by the competent governmental authority of that country.

Because of the technical nature of the Organization, Members should attempt to include the following in their delegations:

- (a) High officials of departments dealing with police affairs,
- (b) Officials whose normal duties are connected with the activities of the Organization,
- (c) Specialists in the subjects on the agenda.

Article 8

The functions of the General Assembly shall be the following:

- (a) To carry out the duties laid down in the Constitution;
- (b) To determine principles and lay down the general measures suitable for attaining the objectives of the Organization as given in Article 2 of the Constitution;
- (c) To examine and approve the general programme of activities prepared by the Secretary General for the coming year;
- (d) To determine any other regulations deemed necessary;
- (e) To elect persons to perform the functions mentioned in the Constitution;
- (f) To adopt resolutions and make recommendations to Members on matters with which the Organization is competent to deal;
- (g) To determine the financial policy of the Organization;
- (h) To examine and approve any agreements to be made with other organizations.

Article 9

Members shall do all within their power, in so far as is compatible with their own obligations, to carry out the decisions of the General Assembly.

Article 10

The General Assembly of the Organization shall meet in ordinary session every year. It may meet in extraordinary session at the request of the Executive Committee or of the majority of Members.

Article 11

11.1 The General Assembly may, when in session, set up special committees for dealing with particular matters.

11.2 It may also decide to hold regional conferences between two General Assembly sessions.

Article 12

12.1 At the end of each session, the General Assembly shall choose the place where it will meet for its next session.

12.2 The General Assembly may also decide where it will meet for its session in two years time, if one or more countries have issued invitations to host that session.

12.3 If circumstances make it impossible or inadvisable for a session to be held in the chosen meeting place, the General Assembly may decide to choose another meeting place for the following year.

Article 13

Only one delegate from each country shall have the right to vote in the General Assembly.

Article 14

Decisions shall be made by a simple majority except in those cases where a two-thirds majority is required by the Constitution.

The Executive Committee

Article 15

The Executive Committee shall be composed of the President of the Organization, the three Vice-Presidents and nine Delegates.

The thirteen members of the Executive Committee shall belong to different countries, due weight having been given to geographical distribution.

Article 16

The General Assembly shall elect, from among the delegates, the President and three Vice-Presidents of the Organization.

A two-thirds majority shall be required for the election of the President; should this majority not be obtained after the second ballot, a simple majority shall suffice.

The President and Vice-Presidents shall be from different continents.

Article 17

The President shall be elected for four years. The Vice-Presidents shall be elected for three years. They shall not be immediately eligible for re-election

either to the same posts or as Delegates on the Executive Committee.

If, following the election of a President, the provisions of Article 15 (paragraph 2) or Article 16 (paragraph 3) cannot be applied or are incompatible, a fourth Vice-President shall be elected so that all four continents are represented at the Presidency level.

If this occurs, the Executive Committee will, for a temporary period, have fourteen members. The temporary period shall come to an end as soon as circumstances make it possible to apply the provisions of Articles 15 and 16.

Article 18

The President of the Organization shall:

- (a) Preside at meetings of the Assembly and the Executive Committee and direct the discussions;
- (b) Ensure that the activities of the Organization are in conformity with the decisions of the General Assembly and the Executive Committee;
- (c) Maintain as far as is possible direct and constant contact with the Secretary General of the Organization.

Article 19

The nine Delegates on the Executive Committee shall be elected by the General Assembly for a period of three years. They shall not be immediately eligible for re-election to the same posts.

Article 20

The Executive Committee shall meet at least once each year on being convened by the President of the Organization.

Article 21

In the exercise of their duties, all members of the Executive Committee shall conduct themselves as representatives of the Organization and not as representatives of their respective countries.

Article 22

The Executive Committee shall:

- (a) Supervise the execution of the decisions of the General Assembly;
- (b) Prepare the agenda for sessions of the General Assembly;
- (c) Submit to the General Assembly any programme of work or project which it considers useful;
- (d) Supervise the administration and work of the Secretary General;

- (e) Exercise all the powers delegated to it by the Assembly.

Article 23

In case of resignation or death of any of the members of the Executive Committee, the General Assembly shall elect another member to replace him and whose term of office shall end on the same date as his predecessor's. No member of the Executive Committee may remain in office should he cease to be a delegate to the Organization.

Article 24

Executive Committee members shall remain in office until the end of the session of the General Assembly held in the year in which their term of office expires.

The General Secretariat

Article 25

The permanent departments of the Organization shall constitute the General Secretariat.

Article 26

The General Secretariat shall:

- (a) Put into application the decisions of the General Assembly and the Executive Committee;
- (b) Serve as an international centre in the fight against ordinary crime;
- (c) Serve as a technical and information centre;
- (d) Ensure the efficient administration of the Organization;
- (e) Maintain contact with national and international authorities, whereas questions relative to the search for criminals shall be dealt with through the National Central Bureaus;
- (f) Produce any publications which may be considered useful;
- (g) Organize and perform secretariat work at the sessions of the General Assembly, the Executive Committee and any other body of the Organization;
- (h) Draw up a draft programme of work for the coming year for the consideration and approval of the General Assembly and the Executive Committee;
- (i) Maintain as far as is possible direct and constant contact with the President of the Organization.

Article 27

The General Secretariat shall consist of the Secretary General and a technical and administrative staff entrusted with the work of the Organization.

Article 28

The appointment of the Secretary General shall be proposed by the Executive Committee and approved by the General Assembly for a period of five years. He may be re-appointed for other terms but must lay down office on reaching the age of sixty-five, although he may be allowed to complete his term of office on reaching this age.

He must be chosen from among persons highly competent in police matters.

In exceptional circumstances, the Executive Committee may propose at a meeting of the General Assembly that the Secretary General be removed from office.

Article 29

The Secretary General shall engage and direct the staff, administer the budget, and organize and direct the permanent departments, according to the directives decided upon by the General Assembly or Executive Committee.

He shall submit to the Executive Committee or the General Assembly any propositions or projects concerning the work of the Organization.

He shall be responsible to the Executive Committee and the General Assembly.

He shall have the right to take part in the discussions of the General Assembly, the Executive Committee and all other dependent bodies.

In the exercise of his duties, he shall represent the Organization and not any particular country.

Article 30

In the exercise of their duties, the Secretary General and the staff shall neither solicit nor accept instructions from any government or authority outside the Organization. They shall abstain from any action which might be prejudicial to their international task.

Each Member of the Organization shall undertake to respect the exclusively international character of the duties of the Secretary General and the staff, and abstain from influencing them in the discharge of their duties.

All Members of the Organization shall do their best to assist the Secretary General and the staff in the discharge of their functions.

National Central Bureaus

Article 31

In order to further its aims, the Organization needs the constant and active co-operation of its Members, who should do all within their power which is compatible with the legislations of their countries to participate diligently in its activities.

Article 32

In order to ensure the above co-operation, each country shall appoint a body which will serve as the National Central Bureau. It shall ensure liaison with:

- (a) The various departments in the country;
- (b) Those bodies in other countries serving as National Central Bureaus;
- (c) The Organization's General Secretariat.

Article 33

In the case of those countries where the provisions of Article 32 are inapplicable or do not permit of effective centralized co-operation, the General Secretariat shall decide, with these countries, the most suitable alternative means of co-operation.

The Advisers

Article 34

On scientific matters, the Organization may consult 'Advisers'. The role of the Advisers shall be purely advisory.

Article 35

Advisers shall be appointed for three years by the Executive Committee. Their appointment will become definite only after notification by the General Assembly.

They shall be chosen from among those who have a world-wide reputation in some field of interest to the Organization. An Adviser may be removed from office by decision of the General Assembly.

The Commission of the Control of Files

Article 36

The Commission for the Control of Files is an independent body which shall ensure that the processing of personal information by the Organization is in compliance with the regulations the Organization establish in this matter.

The Commission for the Control of Files shall provide the Organization with advice about any project, operation, set of rules or other matter involving the processing of personal information.

The commission for the Control of Files shall process

requests concerning the information contained in the Organization's files.

Article 37

The Members of the Commission for the Control of Files shall possess the expertise required for it to accomplish its functions. Its composition and its functioning shall be subject to specific rules to be laid down by the General Assembly.

Budget and Resources

Article 38

The Organization's resources shall be provided by:

- (a) The financial contributions from Members;
- (b) Gifts, bequests, subsidies, grants and other resources after these have been accepted or approved by the Executive Committee.

Article 39

The General Assembly shall establish the basis of Members' subscriptions and the maximum annual expenditure according to the estimate provided by the Secretary General.

Article 40

The draft budget of the Organization shall be prepared by the Secretary General and submitted for approval to the Executive Committee.

It shall come into force after acceptance by the General Assembly.

Should the General Assembly not have had the possibility of approving the budget, the Executive Committee shall take all necessary steps according to the general outlines of the preceding budget.

Relations with other Organizations

Article 41

Whenever it deems fit, having regard to the aims and objects provided in the Constitution, the Organization shall establish relations and collaborate with other intergovernmental or non-governmental international organizations.

The general provisions concerning the relations with international, intergovernmental or non-governmental organizations will only be valid after their approval by the General Assembly.

The Organization may, in connection with all matters in which it is competent, take the advice of non-governmental international, governmental national or non-governmental national organizations. With the approval of the General Assembly, the Executive Committee or, in urgent cases, the

Secretary General may accept duties within the scope of its activities and competence either from other international institutions or organizations or in application of international conventions.

Application, Modification and Interpretation of the Constitution

Article 42

The present Constitution may be amended on the proposal of either a Member or the Executive Committee.

Any proposal for amendment to this Constitution shall be communicated by the Secretary General to Members of the Organization at least three months before submission to the General Assembly for consideration.

All amendments to this Constitution shall be approved by a two-thirds majority of the Members of the Organization.

Article 43

The French, English and Spanish texts of this Constitution shall be regarded as authoritative.

Article 44

The application of this Constitution shall be determined by the General Assembly through the General Regulations and Appendices, whose provisions shall be adopted by a two-thirds majority.

Temporary Measures

Article 45

All bodies representing the countries mentioned in Appendix I shall be deemed to be Members of the Organization unless they declare through the appropriate governmental authority that they cannot accept this Constitution. Such a declaration should be made within six months of the date of the coming into force of the present Constitution.

Article 46

At the first election, lots will be drawn to determine a Vice-President whose term of office will end a year later.

At the first election, lots will be drawn to determine two Delegates on the Executive Committee whose term of office will end a year later, and two others

whose term of office will end two years later.

Article 47

Persons having rendered meritorious and prolonged services in the ranks of the ICPC may be awarded by the General Assembly honorary titles in corresponding ranks of the ICPO.

Article 48

All property belonging to the International Criminal Police Commission are transferred to the International Criminal Police Organization.

Article 49

In the present Constitution:

‘Organization’, wherever it occurs, shall mean the International Criminal Police Organization;

‘Constitution’, wherever it occurs, shall mean the Constitution of the International Criminal Police Organization;

‘Secretary General’ shall mean the Secretary General of the International Criminal Police Organization;

‘Committee’ shall mean the Executive Committee of the Organization;

‘Assembly’ or ‘General Assembly’ shall mean the General Assembly of the Organization; ‘Member’ or ‘Members’ shall mean a Member or Members of the International Criminal Police Organization as mentioned in Article 4 of the Constitution;

‘delegate’ (in the singular) or ‘delegates’ (in the plural) shall mean a person or persons belonging to a delegation or delegations as defined in Article 7;

‘Delegate’ (in the singular) or ‘Delegates’ (in the plural) shall mean a person or persons elected to the Executive Committee in the conditions laid down in Article 19.

Article 50

This Constitution shall come into force on 13th June 1956.

Appendix I

List of States to which the Provisions of Article 45 of the Constitution shall Apply

[Omitted]

【参考資料V】ICPO 標章

国際刑事警察機構の標章指定(平成六年四月二十六日号外通商産業省告示第二百五十五号)

商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第四条第一項第三号(注 商標登録を受けることができない商標)の規定に基づき、国際刑事警察機構の標章を指定し、平成六年五月一日から適用する。

昭和三十六年十二月八日通商産業省告示第六百八十六号及び昭和五十六年六月十八日通商産業省告示第二百四十八号は、平成六年四月三十日限り廃止する。

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令

(平成六年四月十九日 号外 通商産業省令第三六号)

最終改正年月日:平成二十年八月一日経済産業省令第五二号

第四条

法第十七条(注 国際機関の標章の商業上の使用禁止)の経済産業省令で定める国際機関は、別表第四の上欄に掲げるとおりとし、それぞれについて同条の通商産業省令で定める国際機関を表示する標章は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

ICPO - Interpol 国際刑事警察機構

名 称

国際刑事警察機構

(International Criminal Police Organization)

設 立

1956 年

(前身の国際刑事警察委員会は、1923 年設立)

目的と原則

ICPO 憲章第2条(目的)

- ・ 各国の国内法の範囲内で、かつ、「世界人権宣言」の精神に基づき、すべての刑事警察間における最大限の相互協力を確保し、及び推進すること。
- ・ 一般法犯罪の予防及び鎮圧に効果があると認められるあらゆる制度を確立し、及び発展させること。

ICPO 憲章第3条(原則)

- ・ 機構は、政治的、軍事的、宗教的又は人種的性格を持ついかなる干渉又は活動もしてはならない。

組 織(第2章参照)

総会

執行委員会

事務総局

国家中央事務局(日本においては警察庁)

ファイル管理委員会

加盟国数

190 か国・地域(2012 年 12 月末現在)

財 政(予算)

2013 年...約 5,593 万 6 千ユーロ

(約 59 億 8,516 万円(1 ユーロ = 107 円

(2013 年レート))

主な活動

- ・ 国際犯罪及び国際犯罪者に関する情報の収集と交換
- ・ 犯罪対策のための国際会議の開催
- ・ 逃亡犯罪人の所在発見と国際手配書の発行

本部所在地

フランス(リヨン市)



日本警察と ICPO

加盟年: 1952 年

(前身の国際刑事警察委員会への加盟)

活 動:

1967 年

第 36 回 ICPO 総会及び第 1 回アジア地域会議開催

1987 年

第 9 回アジア地域会議開催

1970 年 ~ 2006 年

アジア地域通信網の地域局の設置

1975 年 ~ 事務総局への警察庁職員の派遣

そのほか、国際的な捜査協力の実施等



年 表

年 月	事 項
1914年(大正3年)4月	国際刑事警察会議の開催
1923年(大正12年)9月	国際刑事警察委員会(ICPC)の創設
1929年(昭和4年)	ICPC通信網(短波通信)の創設
1946年(昭和21年)	ICPCの活動再開
1952年(昭和27年)8月	日本警察がICPCに加盟
1956年(昭和31年)	国際刑事警察機構の発足 ICPO憲章の採択(第25回総会(ウィーン))
1966年(昭和41年)	東京局を開局
1967年(昭和42年)9月	第36回ICPO総会及び第1回アジア地域会議の開催(京都)
1970年(昭和45年)	国連経済社会理事会がICPOとの協力協定の承認
同 年 4月	東京局が地域局に昇格
1975年(昭和50年)4月	警察庁国際刑事課の設置
同 年 8月	日本からICPO事務総局への職員派遣の開始
1980年(昭和55年)	国際捜査共助法の制定
1987年(昭和62年)7月	第9回アジア地域会議の開催(東京)
1989年(平成元年)5月	ICPO本部の新庁舎完成
1990年(平成2年)9月	副総裁に川田晃警察大学校国際捜査研修所長が就任(1993年10月まで)
1992年(平成4年)1月	中央局にメッセージ交換システムの導入
1993年(平成5年)4月	日本でメッセージ交換システムの運用開始
同 年 12月	中央局で短波通信の運用開始
1994年(平成6年)7月	警察庁国際第二課の設置
1996年(平成8年)10月	第51回国連総会でICPOにオブザーバー資格を承認
同 年 同 月	総裁に兼元俊徳警察庁国際部長が就任(2000年11月まで)
2003年(平成15年)4月	東京局がI-24/7に接続
同 年 10月	アジア地域執行委員に瀧澤裕昭警察庁警備局国際テロリズム対策室長が就任(2006年9月まで)
2004年(平成16年)4月	警察庁国際捜査管理官の設置(国際第二課の廃止)
同 年 6月	「国際捜査共助等に関する法律」の施行
2006年(平成18年)4月	地域局の廃止
2007年(平成19年)1月	第6回アジア連絡調整官会議の開催(東京)
2009年(平成21年)10月	アジア地域執行委員に河合信之警察庁組織犯罪対策部国際組織犯罪対策官が就任 (2012年総会まで)
2012年(平成24年)11月	副総裁に河合信之警察大学校組織犯罪対策教養部長(当時)が就任 (2015年総会まで)

